

## 厚木市学校給食センター運営委員会公募委員選考委員会規程

### (設置)

第1条 厚木市学校給食センター運営委員会の公募委員について、総合的に審議判定の上選考するため、厚木市学校給食センター運営委員会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 選考委員会は、書類審査を実施する。選考に当たっては募集委員の枠数にとらわれず、応募資格等の基準を満たした者を選考する。

### (構成)

第3条 選考委員会は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 教育部長
- (2) 教育総務課長
- (3) 学校給食課長

### (招集)

第4条 選考委員会は、必要の都度教育部長が招集する。

### (庶務)

第5条 選考委員会の庶務は、学校給食課において処理する。

## 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。